水源林管理委託業務成績評定要領

(目的)

第１　この要領は、神奈川県環境農政局が執行する水源林管理委託業務に係る水源林管理委託の成績評定（以下「評定」という。）について「神奈川県森林整備業務成績評定要領」（以下「整備評定要領」という。）、「神奈川県森林整備業務委託等成績評定要領」（以下「委託等評定要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(評定の方法)

第２　業務の評定は次により行う。

（１）　森林整備業務の評定は整備評定要領により行う。

（２）　森林管理業務、森林調査業務、確保業務の成績評定は委託等評定要領を準用し、業務ごとに独立して行う。その際は、委託等評定要領の「測量、地質調査業務」に区分し、評定を行う。

（３）　業務全体の評定については、次により算定する。

①　それぞれの業務の評定点に、全体の積算額に対するそれぞれの業務の積算額の割合を乗じ、さらに森林管理業務、森林調査業務、確保業務については、評定点が74点以下の場合には、それに65/60(業務間の評定点の補正)を乗じて、それぞれの業務の評定点とする。

②　それらの合計を全体の業務の評定点とし、業務成績採点集計表に記入する。

(評定点の受注者への通知)

第３　評定点の受注者への通知にあたっては、第２（３）により求めた全体の業務の評定点及び森林整備業務の評定点を記載し、業務成績評定通知書（第２号様式）により行うものとする。

附則

１　この要領は、平成26年４月１日より適用する。

附則

１　この要領は、令和６年３月22日より適用する。

様式

第1号様式　業務成績採点集計表

業　務　成　績　採　点　集　計　表

<table>
<tr><td>業務名</td><td colspan="2"></td><td>設計額</td><td></td><td>契約金額</td><td></td></tr>
<tr><td>請負業者名</td><td colspan="2"></td><td>工　期</td><td></td><td>完成年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>業務区分</td><td>評定点合計
ａ</td><td>業務金額</td><td colspan="2">設計額に対する割合
B</td><td>補正(74 点以下補正)
C（65/60）</td><td>評定点
d＝a×b×c</td></tr>
<tr><td>森林管理業務</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>65/60</td><td></td></tr>
<tr><td>森林調査業務</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>65/60</td><td></td></tr>
<tr><td>森林整備業務</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>確保業務</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>65/60</td><td></td></tr>
<tr><td>合　計</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※「設計額に対する割合」「補正」は小数点三位以下四捨五入二位止めとする。

※「評定点」は小数点二位以下四捨五入一位止めとし、合計は一位四捨五入により整数止めとする。

（第２号様式）

年　　月　　日

（受　注　者）　様

（発　注　者）

業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、水源林管理委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、（発注者）に対してその疑問の旨を付して、この通知書を受理した日から起算して 14 日以内に書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により行います。

説明を求める場合の手続き等については、下記までお問合せください。

１　業　務　名

２　業務箇所

３　工　　期　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

４　検査年月日　　　　　年　　月　　日

５　評　定　点　　　〇〇点（うち森林整備業務の評定点　〇〇点）

６　手続き等の問合せ先

（住所）

（事務担当課名）

（電話番号）